

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第56号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（平成10年静岡県規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書の提出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第8条（<u>法第31条第2項</u>において準用する場合を含む。）の証明書の交付を受けようとする者は、様式第5号による家畜検査等証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(隔離の方法)</p> <p>第6条 法第14条第1項の規定による隔離は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) <u>牛のブルセラ病、結核病</u>若しくはヨーネ病又は馬伝染性貧血の疑似患者（以下この条において「疑似患者」という。）は、病原体が広がるおそれがないように厳重に隔離すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>(申請書の提出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第8条（<u>法第31条第3項</u>において準用する場合を含む。）の証明書の交付を受けようとする者は、様式第5号による家畜検査等証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(隔離の方法)</p> <p>第6条 法第14条第1項の規定による隔離は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) <u>牛のブルセラ症、結核</u>若しくはヨーネ病又は馬伝染性貧血の疑似患者（以下この条において「疑似患者」という。）は、病原体が広がるおそれがないように厳重に隔離すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正は、令和3年4月1日から施行する。